

平成28年4月1日  
文化庁長官決定

## 1. 趣旨

この要項は、文化芸術振興費補助金（文化遺産を活かした地域活性化事業）交付要綱に基づき、地域の観光資源である文化財について、外国人旅行者のニーズに合わせた正確で分かりやすい解説の作成、情報の多言語化を図るための事業に必要な経費について、国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

## 2. 実施方法

- (1) 地方公共団体が、上記趣旨に基づき、文化遺産を活かした地域活性化事業実施計画（以下、「実施計画」という。）書（様式1-1）を作成し、文化庁長官（以下「長官」という。）に提出する。
- (2) 長官は、提出された実施計画書について、外部の有識者からの意見を踏まえ、実施計画に盛り込まれた事業に対して補助を行う。
- (3) 地方公共団体は、実施計画終了後に文化遺産を活かした地域活性化事業実施報告書（様式1-2）を長官に提出する。
- (4) 地方公共団体は、実施計画書の内容に変更が生じる場合は、速やかに長官に報告することとする。

## 3. 補助事業者

補助事業者は、地方公共団体又は観光協会等とする。

## 4. 補助対象事業及びその内容

地域の未指定を含めた文化財や伝統行事等（以下、「文化財等」という。）の多言語による解説に対する外国人のニーズ調査、調査結果を踏まえた正確で分かりやすい多言語化による解説等の作成及び情報発信、その他文化財等の情報の多言語化を図るために必要な事業。

## 5. 補助対象経費

補助対象経費は、次に掲げる経費とし、その明細は別表のとおりとする。

### (1) 主たる事業費

- ① 地域の文化財等の多言語化に関する外国人のニーズ調査にかかる経費
- ② ニーズ調査結果を踏まえた地域の文化財等の翻訳及びネイティブチェック等に要する経費
- ③ 多言語化を行った文化財等の情報発信（HP、パンフレット等の多言語化、案内板等の設置）に要する経費
- ④ 外国人旅行者等に対する多言語による解説等を行うための人材育成に要する経費
- ⑤ その他多言語を図るために必用な経費

### (2) その他の経費

事務経費

## 6. 補助金の額

補助金の額は、予算の範囲内において定額とする。

(別表)

名称	対象経費の区分		項	目	目の細分	説明
文化遺産を活かした地域活性化事業	主たる経費	日本の歴史・伝統文化情報発信推進事業経費		賃金	〇〇〇員	直営で実施する場合
				共済費	社会保険料	本事業のために雇用された賃金職員の事業主負担分のみ
					〇〇保険	危険作業を伴う等特に必要な場合に限る
				報償費	講師等謝金 原稿執筆謝金 会議出席謝金 〇〇謝金	
				旅費	普通旅費 特別旅費 費用弁償	現地踏査旅費、調査旅費 外部委員等旅費
				使用料及び借料	会場借料 自動車等借上料 〇〇借料 〇〇損料	現地踏査自動車雇上
				役務費	通信運搬費 現像焼付料	
				委託費	〇〇委託費	
				請負費	請負費	
				需要費	消耗品費 印刷製本費 会議費	単価が10万円未満(税込)のものに限る 多言語化パンフレット等印刷費、会議等資料印刷
その他の経費	事務経費	事務費	賃金	資料整理等賃金	直営で実施する場合	
			共済費	社会保険料	本事業のために雇用された賃金職員の事業主負担分のみ	
			旅費	普通旅費 費用弁償	連絡旅費	
			役務費	通信運搬費 手数料	振込手数料等	
			委託費	〇〇委託費		
			使用料及び借料	会場借料 〇〇借料、〇〇損料	打合会会場借料等	
			需要費	消耗品費 印刷製本費	単価が10万円未満(税込)のものに限る 資料コピー代等	